

令和元年度 臨時休校中・春季休業中の生活について(保護者の皆様へ)

赤穂市立坂越中学校

【臨時休校】 ; 3月 3日(火) ~ 3月15日(日) < 3 / 2 現在の予定 >

【春季休業】 : 3月25日(水) ~ 4月 5日(日)

これまでも、随時お願いを申し上げております通り、臨時休校中・春季休業中とも、新型コロナウイルス感染症対策を十分に心がけ、登校再開や新学期のスタートに向けて、心身ともに健康に、そして落ち着いた生活態度で過ごせますよう、次の項目についてお子様と一緒に確認し、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

1 心身ともに健康に過ごさせる

- (1) 規則正しい生活をさせる。(早寝・早起き、朝ごはん)
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に努め、最大限の注意を払う。
 - 外出を控え、手洗い・うがい・室内の換気・マスク着用等を励行させる。
 - 発熱等の風邪症状の見られるときは、決して無理をさせず、自宅でしっかりと休養をとらせる。(医療機関への受診・受診相談については、厚生労働省が出している「受診の目安」を参考)

2 自分で考え、意識して行動させる

- (1) 家族の一員としての自覚を育てる。(家庭の仕事をまかせる。)
- (2) 地域社会の一員としての自覚を育てる。
- (3) 学習、読書、趣味、体力づくりをすすめる。
- (4) 新学年に向け、積み残した課題や復習など少しでも自主的に取り組ませる。

3 ルールを守り、規則正しい生活をおくらせる

- (1) 外出について
 - ・臨時休業中は基本的には外出を控えさせてください。
(特に、密閉空間・人混みへの外出は要注意)
 - ・春季休業中は、中学生らしい服装(身だしなみ)で外出させる。
 - ・春季休業中は、行き先を保護者に伝え、暗くなる前に帰宅させる。
 - ・春季休業中は、暗くなってからの外出は控えさせる。
 - ・保護者が同伴していない外泊は禁止。

☆春季休業中、学校ではイオンのゲームコーナーの利用は、午後7時までとさせていただきます。
- (2) 遊びについて
 - ・危険な遊びをさせない。
 - 火遊び、爆竹等の手に持てない花火
 - 路上でのローラースケートやローラーブレード、エアガンの使用等
 - ・不健全な遊びをさせない。
 - 薬物乱用(シンナー、ボンド、睡眠薬、覚醒剤等)、喫煙、かけごと、長時間スマホ・タブレットやテレビゲーム機の使用、空き家・空地等への無断立ち入り等。
 - ・生徒同士で好ましくない場所への立ち入りをさせない。
 - 喫茶店、飲食店、カラオケハウス、ゲームセンター等
 - ・危険な場所で遊ばせない。
 - 道路上や線路付近、工事現場、周世の焼却場等
 - ・マナーを守らせる。
 - 小学校の運動場等で遊ぶときには、職員室に行き、先生の許可を得る。
 - 後片づけやゴミの始末。

(3) 交通について

- ・安全を第一に考え、自分だけでなく周りの人の安全が確保できるよう、ルールやマナーをきちんと守らせる。
- ・休み中に学校へ用事があるって自転車で登校するときは、自転車運転免許制度のルールを守らせる。(部活動や登校日等)
- ・夜に自転車に乗るときは、必ずライトをつけさせる。

4 犯罪に巻き込まれないために

(1) 誘拐等について、下記のような場合はすぐに連絡する。

- ・不審な人に出会ったり、声をかけられた。
- ・電話やSNSなどで、出会った相手や知らない相手。

- ①関わらない。ついて行かない。相手にしない。
- ②身の危険を感じたときは、大声をだして逃げ、近くの家や「こども110番の家・店」、まわりの人に助けを求める。
- ③警察(43-0110)へすぐに電話する。
- ④学校(48-8007)へ報告する。

(2) 犯罪・違法行為および不良行為について

○犯罪・違法行為は絶対にしない、させない。

窃盗や万引き、無免許運転、飲酒、喫煙、薬物乱用(シンナー、睡眠薬、覚醒剤)等

けんか、外泊、深夜はいかい、家出、無断金品持ちだし、不純異性交遊等
(※夜11時以降は補導の対象)

○不審な電話がかかってきたときの対処。

- ①電話番号、住所など個人情報知らない人に教えない。
- ②かかってきたら保護者に代わる。
(いない場合は、「学校に聞いて下さい」と言い、自分で対応しない。)
- ③聞き出しの電話があったら必ず学校へ報告する。

5 インターネットや携帯電話でのトラブルが増えています。

- (1) 家庭でもルールを決めて使用させる。
- (2) マナーを守っているか注意して見守る。
- (3) 使用目的を考えて、無駄に使わせない。
- (4) 信頼できないサイトにアクセスさせないセキュリティを設定する。
- (5) 困ったときは、警察や相談窓口連絡する。

「ネットいじめ情報」相談窓口(兵庫県教育委員会)

電話 06-4868-3395 (月～金 12時～18時)

Fax 06-4868-3396

メール soudan@hyogokko.npos.biz

「サイバー犯罪に関する」相談窓口(兵庫県警)

電話 078-341-7441

6 その他

- (1) 春季休業中は、地区行事、部活動にはできるだけ出席させる。
- (2) 心配事や悩み事、気になることは、早めに学校や担任の先生に連絡する。

坂越中学校	<u>48-8007</u>
赤穂市悩みの相談室	<u>0120-783115</u> (月～金)
	<u>43-7831</u> (月～金)

※なお、今後の感染者の発生状況により新たな対応に移行する可能性があります。その場合、別途メール連絡・電話等でお問い合わせを申し上げますので、よろしくお願いいたします。